

審査結果概要書

平成 23 年 9 月 9 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	半導体検査工場におけるヒートポンプの導入による熱源設備の更新
排出削減事業者名	株式会社菱進テック
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人カーボンゼロ四国
その他関連事業者名	カーボンフリーコンサルティング株式会社
事業実施場所	株式会社菱進テック (愛媛県西条市ひうち 18 番地 9)
事業の概要	本事業は、半導体検査工場における冷凍機を高効率機器に更新することにより、エネルギー消費量および二酸化炭素排出量の低減を図るものである。
排出削減量の計画	<p>< 限界電源炭素排出係数使用 > 【限界電源炭素排出係数使用の場合】 2010 年度：145 tCO₂/年 2011 年度：365 tCO₂/年 2012 年度：299 tCO₂/年 (事業実施期間合計 809 tCO₂)</p> <p>【全電源炭素排出係数の場合(参考値)】 2010 年度：83 tCO₂/年 2011-2012 年度：227 tCO₂/年 (事業実施期間合計 537 tCO₂)</p>
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010 年 5 月 26 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日

排出削減方法論	方法論番号 002 ヒートポンプの導入による熱源機器の更新
---------	-------------------------------

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年9月5日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：株式会社菱進テック (愛媛県西条市ひうち18番地9)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 整備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(ターボ冷凍機)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で15.8年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額より算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 事業者は2006年より、エコアクション21の認証登録にも取り組み、検査装置の管理強化やモニターの省エネによるCO2削減に取り組んでいる。本事業では、更なるCO2削減及び省エネを期待し、インバーター機の導入に至ったことをインタビューにより確認した。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 002 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存冷凍機よりも高効率のヒートポンプに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、ヒートポンプは冷水の製造のために使用することを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、本事業により高効率ヒートポンプへの更新を行わなかった場合、既存の冷凍機を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 4 については、ヒートポンプを導入した事業者が、事業実施後のヒートポンプで製造した冷水を自家消費することを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>
----------------------------	--

4. 特記事項

・更新前の冷凍機においてフロン冷媒を使用されており、それぞれフロン回収破壊法が規定している引取証明書等の書類を確認することで、同法に基づく登録回収業者により該当排出削減事業に係るフロン類が適切に回収されていることを確認している。

以上